

出雲市監査委員告示 第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成28年10月18日に、出雲市長から平成27年度定期監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年（2016）11月 7日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 1 0 1 号

平成 2 8 年(2016)10 月 18 日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成 2 7 年度定期監査に係る改善措置について (通知)

平成 2 8 年 (2016) 2 月 3 日付け監査第 1 1 4 号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき通知します。

平成27年度定期監査に対する改善措置の状況

通し	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
1	27	H28.2.3	監査第114号	定期監査	市民文化部 市民活動支援課 (青少年育成室含む)、出雲中央図書館、文化スポーツ課、文化財課 以上4課	<p>1 受託者に行われた行政処分と適正でない公金収納 市が直営で管理する斐川文化会館及び上塩冶スポーツセンターについて、施設の利用承認や許可といった行政処分に相当する行為が、権限のない施設管理業務受託者により行われていた。したがって、申請に基づく承認又は許可を行う際の決裁行為も行われず、受託者が利用承認書や使用許可書を施設使用者に交付し、併せて市長名の納入通知書を発行していた。</p> <p>また、使用料の調定行為についても、「文化スポーツ課で納付を確認してから起票していた。」とのことであるが、調定行為とは「その発生した権利内容を具体的に調査し、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為であり、その性質上納入の通知の行為の前に行われる。」ことから、納入の行為の前に行うこととされたい。この調定行為を適正に行うことは、収入未済額の的確な把握につながることも申し添える。</p> <p>なお、提出された平成26年度の斐川文化会館の使用料等に係る調定の決裁行為が行われていないものが多数あった。この点についても今後事務改善を図られたい。</p>	<p>斐川文化会館及び上塩冶スポーツセンターの利用承認及び使用許可については、監査委員からの指摘後、すべて課長の決裁を得て、利用承認書、使用許可書を交付するよう事務の改善を図りました。</p> <p>また、使用料の調定についても、すべて課長の決裁を得て、納入通知書を発行するよう事務の見直しを行いました。</p>	市民文化部	文化スポーツ課
2	27	H28.2.3	監査第114号	定期監査	市民文化部 市民活動支援課 (青少年育成室含む)、出雲中央図書館、文化スポーツ課、文化財課 以上4課	<p>2 補助事業等における繰越金に関する規則 (2) 団体に対する負担金 吉岡隆徳記念出雲陸上競技大会及び出雲カップU-18サッカー大会では、主催するそれぞれの実行委員会に市も加入し、事業が開催されていた。市は、実行委員会の事業計画に基づき、前年度からの繰越金を考慮したうえで、必要経費を精算して負担金を決定してきたとのことである。しかし、市が負担すべき対象経費を定めた規定はなく、また、算定において繰越金が考慮されているようには見受けられなかった。</p> <p>負担金には法令上定まって支出しなければならない経費のほか、任意に構成している各種団体に対する経費を支出する場面があるが、いずれにしても、本来は対象経費及び負担割合を明確にし、事業費が確定した段階で精算すべきである。また、現に存在する繰越金については、補助金と同様に取扱いを定めた規定を持つことも必要である。</p> <p>なお、負担金は公金であることから、飲食費は事業収入等の財源を充てる等、実行委員会の予算が適正かつ効率的に使用されるよう、検証が必要であることを申し添える。</p>	<p>出雲カップU18サッカー大会は、平成27年度から事業を廃止するとともに負担金を廃止しました。その際に繰越金について精算しています。</p> <p>吉岡隆徳記念出雲陸上競技大会は、招待選手の招聘にかかる経費に限定して負担金を支出しています。全体経費としては繰越金が発生していますが、招待選手にかかる経費としては繰越金が発生していません。</p> <p>飲食費については、対象外経費として取り扱うよう見直しを行います。</p>	市民文化部	文化スポーツ課
3	27	H28.2.3	監査第114号	定期監査	市民文化部 市民活動支援課 (青少年育成室含む)、出雲中央図書館、文化スポーツ課、文化財課 以上4課	<p>3 補助率の明確化 出雲市芸術文化活動団体支援補助金交付要綱は、第3条第2項で「補助金の額は、対象経費の2分の1以内」と規定されていたが、平成26年4月1日の改正により、第3項が追加され、「前項の規定にかかわらず市長が必要と認めるときは、補助対象事業の事情を勘案し、市長が定める額を交付することができる。」とされた。</p> <p>この第3項は、地域の文化振興に支障を来さないよう、自主財源の乏しい文化協会に限り適用しているとのことであるが、明文化されていないためどのような場合に適用されるか読み取ることができない。</p> <p>補助金の交付申請にあたって疑義が生ずることがないよう、要綱中に文化協会に限定することや交付の基準などを具体的に規定することを検討されたい。</p>	<p>交付要綱第3条第3項を削除し、補助額の特例として第3条の2を追加しました。</p> <p>第3条第3項で定めていた「市長が必要と認める団体」を、第3条の2で「雲州平田文化協会、佐田町文化協会、多伎町文化協会及び斐川文化協会」とし、対象団体を明記しました。</p>	市民文化部	文化スポーツ課
4	27	H28.2.3	監査第114号	定期監査	市民文化部 市民活動支援課 (青少年育成室含む)、出雲中央図書館、文化スポーツ課、文化財課 以上4課	<p>4 契約に基づかない書籍の販売 出雲市民文庫の販売に際しては、市は販売書店等に書籍を売渡した時点で代金を収入し、代金の収入後に手数料を支払うという契約が締結されているが、店頭で書籍が販売された後に代金を収入していた事例があった。</p> <p>契約に基づく販売行為を行う事は当然であるが、この販売契約が実態に即していなければ、販売委託による契約方法も検討されたい。</p>	<p>平成28年度から、実態に即した契約方法としました。</p>	市民文化部	文化スポーツ課